

長浜市へ「建設コンサル」の登録申請をする場合の留意事項

長浜市の入札参加有資格者名簿の区分

4 区 分	1 建設工事	滋賀縣市町共同受付システム (電子申請)の対象	
	2 建設コンサル		
	①測量業務 ②地質調査業務 ③建設コンサルタント業務 ④補償コンサルタント業務 ⑤建築設計監理業務		
	3 役務・委託業務		従来どおり長浜市へ申請書を提出
	4 物品調達		

※長浜市では、設備設計監理、一般調査は、「役務・委託業務」と区分しています。

※「建設コンサル」と「役務・委託業務」を希望される場合は、共同受付【電子申請】と長浜市への申請の両方の手続が必要です。

※「役務・委託業務」の長浜市への申請受付は、令和8年12月～令和9年1月を予定しています。

1 参加希望業種の数

「建設コンサル」①～⑤の業種について、順位を指定して複数の業種を希望することが可能です。ただし、地域区分により登録できる業種数が異なります。

市内本店、市内営業所：第5希望まで

県内本店、県内営業所：第2希望まで

県外：第1希望のみ

市内本店	長浜市内の本店から申請される方
市内営業所	長浜市内の支店・営業所等から申請される方
県内本店	滋賀県内の本店から申請される方（滋賀県内に本店及び支店・営業所等があり当該支店・営業所等から申請される方を含む）
県内営業所	滋賀県外に本店かつ滋賀県内に支店・営業所等があり当該支店・営業所等から申請される方
県外	滋賀県外の本店又は支店・営業所等から申請される方

2 複数の名簿への登録申請

複数の区分の名簿に登録申請することについて制限はありませんので、「建設工事」、「建設コンサル」、「役務・委託業務」又は「物品調達」を重複して申請することも可能です。

3 有資格者要件

「建設コンサル」の名簿に登録申請することができる資格（以下「資格」という。）を有する者は、地方自治法施行令第167条の4に規定する者以外の者で、かつ、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たす者です。

①測量業務	次の各号のいずれにも該当する者 ア 測量法第55条第1項の規定により登録を受けていること。 イ 本店以外の営業所で申請する場合は、 <u>当該営業所に測量に関する資格を有する技術者が在籍していること。</u>
②地質調査業務	次のいずれにも該当する者 ア 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けていること。 イ 本店以外の営業所で申請する場合は、 <u>当該営業所が地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書に記載されていること。</u> ウ 本店以外の営業所で申請する場合は、 <u>当該営業所に地質調査に関する資格を有する技術者が在籍していること。</u>
③建設コンサルタント業務	次の各号のいずれにも該当する者 ア 建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定により登録を受けていること。 イ 本店以外の営業所で申請する場合は、 <u>当該営業所が建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書に記載されていること。</u>
④補償コンサルタント業務	次の各号のいずれにも該当する者 ア 補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定により登録を受けていること。 イ 本店以外の営業所で申請する場合は、 <u>当該営業所が補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書に記載されていること。</u>
⑤建築設計監理業務	次の各号のいずれにも該当する者 ア 建築士法第23条第1項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。 イ 本店以外の営業所で申請する場合は、 <u>当該営業所が前号の登録を受けていること。</u>

4 前項（3 有資格者要件）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (3) 資格の審査の申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納している者
- (4) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

5 資格の有効期間

地域区分により有効期間が異なります。

市内本店、市内営業所、県内本店：2年間（令和8年度及び令和9年度）

県内営業所、県外：2年間（令和9年度及び令和10年度）

※令和7年度に申請いただいた市内本店、市内営業所、県内本店の事業者は、令和8年度は申請不要です。

6 個別情報登録（建設コンサル）の「業者番号」について

業者番号は、電子入札システム登録時に使用していただいたアルファベットの「i」と数字8桁の番号で、長浜市HP>事業者向け>入札参加資格申請>入札参加資格審査申請の共同受付・共同審査 (<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000011171.html>) でも御確認いただけます。

初めて長浜市に申請する場合や業者番号が分からない場合は、〒をハイフンなしで入力していただければ結構です。

お問い合わせ先

長浜市役所 総務部 契約管理課

電話：0749-65-6507

FAX：0749-65-6580

e-mail: keiyaku@city.nagahama.lg.jp